

規 則

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月20日

埼玉県公安委員会委員長 松 本 輝 夫

埼玉県公安委員会規則第 2 号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第16条中「生活安全企画課」を「生活安全総務課」に、「子ども女性安全対策課」を「人身安全対策課」に改める。

第17条の見出しを「（生活安全総務課）」に改め、同条中「生活安全企画課」を「生活安全総務課」に改め、同条中第 4 号から第 6 号までを削り、第 7 号を第 4 号とし、第 8 号から第 12 号までを 3 号ずつ繰り上げる。

第17条の 2 を次のように改める。

（人身安全対策課）

第17条の 2 人身安全対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 行方不明者発見活動に関する事。
- (2) ストーカー行為等の取締り、防止等に関する事。
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に規定する事務及び犯罪の取締りに関する事。
- (4) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に規定する援助に関する事。
- (5) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に規定する援助に関する事。
- (6) 子供（18歳以下の者をいう。）及び女性を対象とする性犯罪等の犯罪（以下「子供・女性対象犯罪」という。）の予防及び取締りに関する事。
- (7) 子供・女性対象犯罪に係る情報の収集、分析及び資料の整備に関する事。
- (8) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）に規定する犯罪の取締りに関する事。

第20条中第 1 号から第 3 号までを削り、第 4 号を第 1 号とし、第 5 号を第 2 号とし、第 6 号

中「環境犯罪対策室」を「生活経済捜査室」に改め、同号を同条第3号とする。

第21条中「地域課」を「地域総務課」に改める。

第22条の見出しを「（地域総務課）」に改め、同条中「地域課」を「地域総務課」に改める。

第28条第2号中「強かん」を「強制性交等」に改める。

第34条第3号中「及び犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）の指導」を削る。

第36条第1項中「交通企画課」を「交通総務課」に改める。

第37条の見出しを「（交通総務課）」に改め、同条中「交通企画課」を「交通総務課」に改める。

第46条中「6課」を「7課」に、
「
警備課
を
危機管理課
」

「
警備課
オリンピック・パラリンピック対策課
に改める。
危機管理課
」

第50条第1号中「地域課」を「地域総務課」に改め、同条第8号を削る。

第50条の2を第50条の3とし、第50条の次に次の1条を加える。

（オリンピック・パラリンピック対策課）

第50条の2 オリンピック・パラリンピック対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ2019の開催に伴う諸対策の総合的企画、調査、調整及び実施に関すること。
- (2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ2019に係る関係機関等との連絡調整に関すること。

第57条の4第1項中「生活安全企画課」を「生活安全総務課」に改め、同条第2項第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 酩酊者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。
- (5) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）に関すること。

(6) 警察安全相談に関すること（広報課の所掌に属するものを除く。）。

第57条の5第1項及び第57条の6第1項中「生活安全企画課」を「生活安全総務課」に改める。

第57条の8を次のように改める。

（生活経済捜査室）

第57条の8 生活経済課に、生活経済捜査室を附置する。

2 生活経済捜査室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 経済関係事犯の取締りに関すること。
- (2) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）に規定する犯罪の取締りに関すること。
- (3) 環境犯罪その他の環境関係事犯の取締りに関すること。
- (4) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、他の部課の所掌に属しない諸法令違反の取締りに関すること。

第57条の9第1項及び第58条第1項中「地域課」を「地域総務課」に改める。

第61条第1項中「交通企画課」を「交通総務課」に改める。

第63条の3を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。